

梅田総合法律事務所

経験と実績に裏打ちされた訴訟・紛争案件の強み スタートアップ関連法務への注力

訴訟・紛争案件における専門性

(1) 訴訟・紛争案件の経験と実績

当事務所では、1987年の創業以来、総合法律事務所として企業法務全般を取り扱いつつも、一貫して、訴訟・紛争対応に力を入れ、訴訟・紛争案件に関して、大規模事務所などと比較して圧倒的に多数の、多様な案件を取り扱ってきました。

例として、電機、小売り、不動産、建設、保険、電力、ガス、廃棄物処理、娯楽、IT、医療その他数多くの事業分野について訴訟・紛争案件の取扱い経験があります。より具体的には、環境分野（土壌汚染、産業廃棄物関連の案件など。環境学分野の博士号を有する弁護士が在籍）、医療分野（医療過誤、高度な医療知識が必要になる人身傷害に関する損害賠償事件など。医師資格を有する弁護士が在籍）、株主代表訴訟（会社側、株主側の双方）、民事介入暴力対応（暴力団排除訴訟など）、PL（製造物責任）関係、その他ビジネスに関する複雑な訴訟（契約締結上の過失、M&Aに伴う法人格否認の法理が問題となった案件など）を取り扱い、実績をあげてきました。

その結果、クライアントから、特にビジネスに関する深い理解や法的構成・訴訟戦略に関する慎重な検討が求められるような複雑な訴訟において絶対的な信頼をいただいております。裁判所からも、適切な訴訟を遂行する事務所として信頼されると自負しています。

(2) 予防法務・攻めのアドバイス

当事務所では、訴訟・紛争案件の経験を活かし、予防法務（契約や業務運営に関する助言を通じて紛争を予防する法務）にも力を入れています。

意外に思われるかもしれませんが、訴訟・紛争

案件の経験・知識は、契約や日々の業務運営においても非常に重要です。

当事務所では、契約等に関する助言を行う際には、豊富な訴訟・紛争案件の経験をふまえ、単に「紛争になるリスクがある」というような抽象的な指摘ではなく、具体的にどのような紛争がありえるのか、そのリスクの大きさ、そのリスクを低減させるための方策等を具体的に指摘するようにしています。さらに、万が一訴訟になった場合に備えてどのような証拠を残しておくべきかも含めて助言し、法的リスクを乗り越えるための攻めのアドバイスを提供しています。

スタートアップ関連法務への注力

(1) 大企業・CVC・VC及びスタートアップの支援

当事務所では、シリコンバレーやイスラエルのVC（ベンチャーキャピタル）に出向経験のある弁護士が中心となってスタートアップチームを組成し、その人数は2022年10月1日現在13名です。

具体的な活動として、大企業・CVC（大企業の投資部門等）・VCがスタートアップに出資する際の法的支援、大企業と海外企業を含むスタートアップとの間の実証実験や共同研究開発などの協業の支援、大企業が海外を含むVCファンドにLP出資する際のサポートなどの大企業・投資家側での支援のほか、多くのスタートアップやアクセラレーターの支援も行っています。

大企業側・スタートアップ側のいずれも支援している当事務所では、双方の実情をふまえた、かつクライアントの利益を最大化するために最適な解決をご提案しサポートしています。

(2) 簡易・迅速な法務DD、契約書レビューの実施

スタートアップ関連法務の中でも特に重視して

いるのは、CVCによるスタートアップ投資における法務面のサポートです。

一般的に、CVCはプロフェッショナルVCに比べると意思決定過程が遅くなりがちで、そのために投資機会を逃してしまうことも少なくありません。そこで、当事務所がスタートアップ投資時の法務DDや投資契約書等のレビューを行う際には、実務におけるマーケットスタンダードをふまえて、重要な点に焦点を合わせた形で実施します。その結果については、簡潔なサマリーの形でクライアントにお示しすることで、社内決裁や投資委員会などの意思決定のスピードが格段に早まったとの評価をいただいています。

なお、当事務所では、稼働する弁護士の数を必要最小限とし、場合によってはタイムチャージではなく定額報酬でお引き受けするなどの対応により、弁護士費用を予算の範囲内に収めつつ高いレベルの法的サービスを提供できるように努めています。

また、日本でもJ-KISSなどのコンバーティブル・エクイティ（後に株式に転換される権利等）による投資の機会が増えてきています。クライアントがそうした形式に不慣れな場合には、オフィスまで出向いて役員を含めた担当者にレクチャーを行うこともあります。

当事務所では、以上のような取り組みを通じ、クライアントがスタートアップに出資する際に迅速かつ確かな意思決定ができるように支援をしています。

(3) 海外のスタートアップとの連携も支援

近年、日本の事業会社が海外のスタートアップとの間で、実証実験、共同研究開発、ひいては出資などの契約を英文で締結する機会が増えていきます。

当事務所では、そうした英文契約のレビュー・修正などにも対応しています。また、必要に応じ、スタートアップ法務に精通している米国やイスラエル等の現地の法律事務所とも連携して対応をすることもあります。

当事務所としては、引き続き、スタートアップ



に関連する法務に関するワンストップサービスを通じて事業会社・CVCなどのクライアントを支援し、日本におけるスタートアップのエコシステム全体を活性化させることを目指して活動してまいります。

梅田総合 UMEDA SOGO LAW OFFICE 法律事務所

梅田総合法律事務所

弁護士数:29名(2022年12月末現在)

代表弁護士:加藤清和(大阪弁護士会)

大阪事務所

〒530-0003

大阪市北区堂島1丁目1番5号

関電不動産梅田新道ビル12階

東京事務所

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8番28号

宮崎ビル3階

TEL:大阪事務所 06-6348-5566(代表)

TEL:東京事務所 03-6447-0979

URL:https://www.umedasogo-law.jp/

https://www.umedasogo-startup.com/(スタートアップチームHP)

Mail:mail@umedasogo-law.jp

梅田総合法律事務所は、弁護士29名を擁する東京と大阪に拠点を有する総合法律事務所です。1987年の設立以来、約30年以上にわたり、グローバルに活躍する上場企業から中小企業、小規模なモノ作り企業まで、幅広いクライアントに対し、高度なリーガルサービスを提供しています。

近年注力しているスタートアップ関連法務の分野においても、スタートアップ企業の特徴や思いを理解して革新的なリーガルサービスを提供し、熱意を持ってクライアントと伴走します。

お問い合わせ先

TEL:06-6348-5566

Mail:mail@umedasogo-law.jp